

令和2年度第1回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

令和2年10月13日（火）
都庁第一本庁舎42階 北側 特別会議室B

午後 1 時 31 分開会

○野口生活安全課長 定刻になりましたので、ただいまから令和 2 年度第 1 回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、消費者行政をはじめ、都の事業への御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

私は、本協議会の事務局を務めております、生活安全課長の野口と申します。会長と進行を交代するまでの間、司会を努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。着席にて失礼をいたします。

本日の議事に入らせていただく前に、本協議会の委員並びに特別委員の皆様を御紹介いたします。

名簿の順に沿って御紹介いたします。

まず、この会場に御出席されている委員の皆様から。

東京消防庁防災部地域防災担当副参事の浅見匡哉委員でございます。

○浅見委員 浅見でございます。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 独立行政法人国民生活センター商品テスト部長の浦川有希委員でございます。

○浦川委員 浦川でございます。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮悦子委員でございます。

○釘宮委員 釘宮でございます。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 千葉工業大学社会システム科学部金融・経営リスク科学科教授の越山健彦委員でございます。

○越山委員 越山です。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 公益社団法人全国消費生活相談員協会週末電話相談室長の鈴木春代委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。

○野口生活安全課長 続きまして、今回のテーマの検討に当たって、御就任いただきました特別委員の御紹介でございます。

一般社団法人日本エアゾール協会専務理事の齋藤英明委員でございます。

- 齋藤特別委員 齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 野口生活安全課長 同じく、技術顧問の太田浩委員でございます。
- 太田特別委員 太田です。よろしくお願いいたします。
- 野口生活安全課長 一般社団法人日本化学工業協会化学製品PL相談センター部長の登坂正樹委員でございます。
- 登坂特別委員 登坂でございます。よろしくお願いいたします。
- 野口生活安全課長 国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部室長の河上強志委員でございます。
- 河上特別委員 河上です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 野口生活安全課長 続きまして、オンラインで御出席されている委員の紹介です。
委員の東京工業大学工学院機械系教授の西田佳史委員でございます。
- 西田委員 西田です。よろしくお願いいたします。
- 野口生活安全課長 特別委員のスリーエムジャパンイノベーション株式会社スペシャリストの芦澤正洋特別委員でございます。
- いま画面に委員の表示がございませんので、また後ほど、登場されましたら、改めて御紹介申し上げます。
- 特別委員の公益財団法人日本中毒情報センター大阪中毒 110 番施設次長の波多野弥生特別委員でございます。
- 波多野特別委員 波多野でございます。よろしくお願いいたします。
- 野口生活安全課長 続きまして、本日、会場にお越しのオブザーバーの御紹介です。
消費者庁消費者安全課長の鮎澤良史様です。
- 鮎澤オブザーバー 鮎澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 野口生活安全課長 経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課課長補佐の服部嘉博様でございます。
- 服部オブザーバー 服部と申します。よろしくお願いいたします。
- 野口生活安全課長 同じく、経済産業省製造産業局素材産業課課長補佐の高橋朝子様でございます。
- 高橋オブザーバー 高橋と申します。よろしくお願いいたします。
- 野口生活安全課長 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室主査の三竹真里子様でございます。

○三竹オブザーバー 三竹と申します。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 本日、同じく、厚生労働省から化学物質安全対策課室長補佐の野坂佳伸様がお見えでございます。

○野坂オブザーバー 野坂と申します。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。事務局職員名簿を御覧ください。

消費生活部長の吉村でございます。

○吉村消費生活部長 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 生活安全課の大本でございます。

○大本統括課長代理 大本と申します。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 同じく、松田でございます。

○松田統括課長代理 松田と申します。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 同じく、今井でございます。

○今井主任 今井でございます。よろしくお願いいたします。

○野口生活安全課長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元配付の資料を確認させていただきます。ペーパーレスの取組を進めるため、資料はお手元のタブレット端末に御用意しています。皆様、お手元を御覧ください。

活用の仕方によって、横、縦と御自由にお使いください。初めてお使いになる方もいらっしゃると思いますので、操作について簡単に説明をいたします。画面を左にスライドしますと次のページを御覧いただけます。また、右と左に矢印の表示がありまして、こちらを押しますと、右の矢印ですと進みます。左の矢印ですと戻ります。こちらの操作でもページを変えることができるようになっております。部分的に御覧いただきたい場合は、その箇所を指で広げることできます。なお、操作がお分かりにならない場合は、周りに職員がおりますので、お気軽にお声がけください。対応させていただきます。順次スライドさせておめくりいただきながら、資料の確認をお願いいたします。紙資料をお配りした委員の方につきましては、併せて御覧ください。

まず、最初に、会議次第になります。順に、委員等名簿・事務局職員名簿。座席表。これまでの取組テーマ。東京都商品等安全対策協議会設置要領。概要説明資料。資料1、防水スプレー等に関する事故事例等。資料2、防水スプレー等の種類と安全対策。資料3、防水スプレー等の安全性に関する法令・規格・基準及び事故防止の取組。資料4、海外における防

水スプレーに関する事故事例等。資料5、防水スプレー等の使用に関するアンケート調査（案）。資料6、防水スプレー等の使用に関する検証実験（案）。資料7、今後の協議スケジュールでございます。

また、参考資料として、防水スプレーについて。昨年度のテーマ、「ベビーゲート等の使用に関する安全確保」で、消費者への普及啓発用に作成しましたリーフレット、「ベビーゲートを安全に使いましょう」こちらを置かせていただいております。

以上となります。

不足等ございませんでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。

本協議会は、公開とさせていただきます。なお、報道関係の方にはお願いでございますが、カメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、協議会開会に当たり、消費生活部長の吉村から、御挨拶を申し上げます。

○吉村消費生活部長 消費生活部長の吉村でございます。

皆様方には、このたび、お忙しい中、本協議会の委員及び特別委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より東京都の消費生活行政に多大なる御理解と御協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、本協議会は、身近にある商品等の使用に伴う被害から都民を守るため、商品等の安全対策につきまして、事業者、消費者、有識者の皆様方により御検討いただく会議でございます。

これまでに、御検討いただきましたテーマにつきましては、お手元の配付資料の中で、下から2番目でございますが、「これまでの取組テーマ」という資料の中にまとめてございますが、子供服のひもや、ブラインド等のひもに関するJIS制定、ライターの子供用レジスタンス機能の法規制、また事業者団体による子供が素手で開けにくい電池パッケージの基準の策定など、都民にとどまらず、全国の消費者のための安全対策につながっているところでございます。

今年度は防水スプレー等の安全対策をテーマとして御検討をお願いしたいと存じます。防水スプレーは、繊維や皮革製品にスプレーすることで撥水加工ができる便利な製品でございますが、商品に関する事故も起こっております。今般、国民生活センターさんと東京消防庁さんの御協力もいただきまして、東京都が調査を行いましたところ、平成27年度以

降に防水スプレーを吸入した事故を 412 件把握いたしました。都といたしましては、本協議会での事故事例の分析や消費者へのアンケート調査による防水スプレー等の使用実態を調査するとともに検証実験を行い、実態をしっかりと把握した上で、実効性のある安全対策を検討していきたいと考えております。

今年度の協議会には、防水スプレーに関連する事業者団体等の皆様方にも委員として加わっていただくとともに、厚生労働省、経済産業省、消費者庁からもオブザーバーとして御参加をいただいております。

日頃から、様々なお立場で安全対策にお取り組みになっておられる皆様方に、多角的な視点から御検討いただきまして、防水スプレー等の安全対策について、御提言を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○野口生活安全課長 ただいま特別委員の芦澤正洋委員がオンラインのほうで開通いたしましたので、改めて御紹介申し上げます。

スリーエムジャパンイノベーション株式会社スペシャリストの芦澤正洋特別委員でございます。

○芦澤特別委員 芦澤です。すみません、ちょっとPCがフリーズしたので、再度入り直しましたので、遅れまして申し訳ありません。今回の会議が実りのあるように、僅かながらでも御協力できればと思い、参加させていただきました。よろしく願いいたします。

○野口生活安全課長 ありがとうございます。

それでは、続けさせていただきます。

会長は、協議会設置要領第6条に基づき、消費生活部長の指名により選任することとなっております。

それでは、部長から指名をさせていただきます。

○吉村消費生活部長 それでは、昨年度に引き続きまして、会長については越山委員にお願いしたいと存じます。また、会長の職務を代理する委員につきましては、西田委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○野口生活安全課長 それでは、ここからは、越山会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○越山会長 ただいま御指名いただきました越山です。どうぞよろしく願いいたします。

私は千葉工業大学の金融・経営リスク科学科というところに所属しており、主に生活安全のリスクに関する研究教育を行っております。

この協議会の会長をさせていただくに当たりまして、この協議会の位置づけ、考え方、方向性などについて、簡単にちょっと御紹介させていただければと思います。

この協議会は、平成10年度から、事業者団体の皆様、消費者団体の皆様、それから関係する有識者の皆様に集まっておきまして、毎年、特定の商品を取り上げて、業界団体様や国等に安全対策の推進を提案させていただいております。

昨年度はベビーゲートの使用に関する安全確保、それ以前は電気ポットによるやけどの事故の問題、ベランダからの子供の転落事故の問題、子供の歯ブラシ喉つき事故の問題、コイン電池の子供の誤飲問題などを取り扱ってきております。

この協議会が取り扱っている商品の特徴ですが、製品の安全に対する考え方には3通りほどあると言われております。これは1972年に制定されたアメリカの消費者製品安全法という法律があり、その中で、危険な製品を定義しております。その危険な製品の定義というのが、まず安全基準に違反しているということ。そして危害の発生原因になる欠陥を有していること。そしてもう一つが、今回のこの協議会で取り扱っている主な特徴でもあります、アンリーズナブルなリスク、すなわち不合理なリスクと言われております。この協議会では主にこの不合理なリスクの低減を図ることを目的としてきております。

この不合理なリスクというのは、要は、安全基準に違反していない、そして欠陥もない、けれど、特に消費者への事故や危害のリスクがあるというものです。そういう問題に対して、それは消費者が不運であったからとってしまうのではなく、そういう問題に対して、事業者、研究者、関係者の皆様が協力して、少しでもリスクを減らしていこうという、そういう取組が必要だというような観点で、この協議会の中で対応を考えていこうというものです。

今回のテーマに関しましても、実態がどうなっているのか、そして安全対策の在り方はどうすべきなのかなどを、ここで再確認し、検討し、少しでも危害のリスクを減らす可能性を模索しようというものです。

本年度は防水スプレーをテーマとして、同じような考え方で取り組んでいければと考えております。いろいろな方面からのアプローチ、そして皆様の幅広い見地からの多くの御意見を賜り、製品の安全確保や事故を減らす方策について御議論をしていただければ大変ありがたいと存じます。

いつもでしたら、もう少し早めに始まるのですが、こういう状況でもありますので、本日が第1回とさせていただきます。

先ほど、事務局のほうから御案内がありましたとおり、カメラ撮りはここまでとさせてい

ただければと思います。

それでは、会議次第に従いまして進行させていただければと思います。おおむね3時半までには終了させていただきたいと思っておりますので、御協力をお願い申し上げます。

まず、議事1の防水スプレー等の安全対策についての検討についてです。

検討に当たり、事故事例や安全対策の状況など、事務局が資料を準備しております。最初に概要説明資料と、資料1から4までを一括して事務局のほうから説明をいただきまして、その後、御意見等を賜ればと思っております。それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 生活安全課の松田と申します。座ったままで説明させていただきます。

今年度の本協議会のテーマは、防水スプレー等の安全対策です。

概要説明資料の1ページを御覧ください。

まず冒頭に、この協議会で安全対策を検討する対象として、防水スプレー等の吸入事故を定義しました。

防水スプレー等とは、主剤としてフッ素樹脂、シリコン樹脂をエアゾールスプレーにより噴霧して塗布する形で使用される家庭用防水スプレー製品、衣料用スプレー製品であって、紫外線防止、静電気防止等や撥水以外の機能を示すものを含みます。

今回、防水スプレー等の吸入事故をテーマとした理由ですが、防水スプレーは繊維や皮革製品に吹きつけることで撥水加工ができる身近な商品です。その中で、2013年以降、吸入事故が増加傾向にあり、入院事例も発生していることから、テーマとして選定いたしました。有識者の皆様の御意見を伺いながら、安全対策について検討することとしました。

それでは、説明に入ります。

まず、事故の実態と商品の現状について、「事故事例等」、「種類と安全対策」、「法令・企画・基準・取組」、「海外情報」について説明いたします。

資料1の1ページを見ていただければと思います。

防水スプレー等の吸入事故は、近年、本協議会で扱ってきた子供の転落、転倒、落下、挟み込み、誤飲、窒息、高温によるやけどなどの被害と比べると、被害の事象としては、メカニズムが分かりにくいものとなっております。ですので、1ページの下に、公益財団法人日本中毒情報センターによる吸入事故のメカニズムの説明を記載いたしました。呼吸困難や肺炎は、スプレーの細かい粒子を吸い込んで、撥水性の樹脂が肺胞に付着することにより、

肺でのガス交換に支障を来すためと考えられています。また溶剤による刺激性などの影響も考えられるということになります。

概要説明資料の1ページにお戻りください。

東京都は、公表されている日本中毒情報センターへの相談事例と、東京消防庁に情報提供をいただいた救急搬送事例を収集し、過去5年間の防水スプレー等の吸入事故の事例について把握いたしました。

吸入事故事例は、日本中毒情報センター相談事例が394件、東京消防庁救急搬送事例が18件、合計412件でした。

日本中毒情報センターの相談事例ですが、おおむね件数のみ公表されていまして、事例の詳細の内容が把握できませんでしたので、東京消防庁の救急搬送事例とは分けて分析しました。左下のグラフを御覧ください。

吸入事故は、1993年から1994年にかけて急増しております。その後、急減し、2013年以降再び増加しております。防水スプレーの生産量と並べましたが、500万缶から700万缶の幅と、事故件数ほど変動はなく、生産量の増減が関係するとまでは言えないと考えております。

それでは、1ページの右側を御覧ください。

厚生労働省は、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を毎年度公表しており、皮膚障害、小児の誤飲、吸入事故等の三つの分野について分析しています。この報告の吸入事故等は、日本中毒情報センターの相談事例から情報収集し、分析をしています。

その中で、年代としては、30代、年度によっては20・40代の事故が多く、また、使用用途としては、靴への使用が半数近くありました。使用場所は、屋内・車内など十分な換気が確保できない場所で使用したと考える事例が多く、屋外での事例も確認されました。

次に、東京消防庁の救急搬送事例について分析しました。1件で複数人の被害の事例もありました。18件で22人の被害のうち、軽傷が15人、中等症が6人、重傷が1人確認されました。事故発生時の防水スプレー等の使用者は、本人が最も多く64%でしたが、本人以外が36%であり、使用時に付近にいた家族が吸入したことによる事故もありました。

また、使用対象は、靴が最も多く、約6割でした。使用場所は屋外が23%、屋内が77%と多くが屋内での使用でした。症状は、呼吸苦、せきをはじめとする呼吸器障害が最も多く、消化器や神経に関する症状も見られました。

概要説明資料、それから資料1の中に、幾つか事故事例を載せております。事故事例等の

着目は以上です。

次に、概要説明資料2ページ、商品の種類と安全対策を御覧ください。

まず、防水スプレー等の種類と市場の動向についてです。こちらは2ページ右側から左側の上についてお示ししております。

防水スプレー等は、防水、防汚、撥水、紫外線防止、静電気防止等、様々な用途で使用されています。対象物としては、繊維製品、皮革製品などに使用されています。防水スプレー等は、エアゾール製品ですので主剤、溶剤、噴射剤から構成されています。主剤である撥水剤は、フッ素系とシリコン系の2種類があり、併用された商品も販売されています。

ここで参考資料「防水スプレーについて」を見ていただければと思います。

この参考資料の例は噴射剤として、LPGやジメチルエーテルなどの液化ガスを使用したスプレーで、容器内では溶剤に撥水剤が溶けた原液と、液化ガスが混合していますが、噴射すると液化ガスが気化し、膨張することで噴霧粒子となります。

次のページ、2ページを御覧ください。

噴霧粒子は、対象物に付着して、溶剤が揮発することでフッ素樹脂やシリコン樹脂が定着をします。フッ素系は、撥水、撥油効果がありますが、剥離しやすいなどの特徴があります。

一方でシリコン系は、撥油効果はあまり望めませんが、剥離しにくく、効果が持続するなどの特徴がございます。

概要説明資料の2ページにお戻りください。

市場の動向としましては、国内の生産量は1997年をピークに減少していますが、2011年頃からやや増加しており、2017年は約650万缶になりました。その理由としては、レジャーや皮革製品等、使用目的の幅の広がりがあることを業界誌では推測しております。

次に、事故防止のための安全対策ですが、防水スプレー等の安全対策として、外形的に分かるのは表示ですので、事務局で46商品を購入し、スプレーの側面に印刷されている使用に関する表示を調べました。

資料2の4ページから、フッ素系、シリコン系、併用品の表示の記載例を載せております。概要説明資料の2ページ右側にまとめた表を載せております。例えば、吸い込むという場合、屋外で使うという表示がほとんどの商品であった一方で、使用時にはマスクを着用という表示があった商品が少ないことが分かりました。これは後で述べます日本エアゾール協会の自主基準で「必ず記載すること」と、「必要に応じて表示すべきこと」に違いがある

ものと考えられます。

商品本体の表示のほか、20 事業者のウェブサイトも調べました。本体と同様、特に「スプレーの有害性」「人に向けてスプレーしない」ことを注意喚起していました。

一方で、ウェブサイトの特徴である動画の掲載もありましたが、商品の紹介が多く、安全対策に関するものはほとんどありませんでした。

また、化学製品の安全対策に係る情報として、化学物質の危険有害性等の情報を記載した文章である SDS「安全データシート」がございます。家庭用品である防水スプレー等については、譲渡、提供、販売する際の SDS の提供は法的には義務づけられておりませんが、一部の事業者は、実質的にウェブサイトに SDS を公開しておりました。

防水スプレー等の種類と安全対策の説明は以上です。

次に、概要説明資料 3 ページ、法令・規格・基準、取組を御覧ください。

防水スプレー等の安全性に関する基準としては、まず、厚生労働省が作成している「家庭用防水スプレー製品等安全確保マニュアル作成の手引」がございます。これは、事業者が防水スプレーの設計製造から仕様背景に至る安全確保のための手順を定めたマニュアルを作成する際の手引書で、リスクの総合的検討、事故事例、製品の安全性確保のための調査などの内容になっています。

もう一つ、一般社団法人日本エアゾール協会が作成しております「家庭用エアゾール防水スプレー製品等の安全性向上のための自主基準」がございます。これは、国内における防水スプレー等による吸入事故防止等の安全性に関する業界自主基準として、対象製品、安全確認試験、表示、製造基準などの内容になっております。

安全確認試験は、使用時の薬剤の空気中への飛散性を評価するもので、スプレー噴霧時の対象製品への噴霧性を定量的に測定する付着率と、スプレー噴霧時の粒子を定量的に測定する噴霧粒子径の二つの試験がございます。判定基準として付着率では 15℃のときには 60%以上、25℃のときは 50%以上となっております。また、この噴霧粒子径試験では、粒子径 10 μm 以下の微粒子の存在率が 0.6%以下となっております。

表示は、製品名、用途区分、成分表示、防水スプレー製品等の製品表示などから構成され、製品表示では、必須の統一注意表示事項、中毒事故発生予防に関する注意表示事項、個々の判断により必要に応じて表示すべき注意事項が定められております。

その他の基準などについては、国内の法令や J I S 規格などを調べましたが、防水スプレーの吸入事故を直接規制するものは確認できませんでした。

次に、行政機関や関連団体などの取組を紹介します。

行政機関などがホームページなどで紹介、提供しています防水スプレー等の安全性に関する資料について調査しました。

まず、厚生労働省は、家庭用品の安全対策の一環として、調査や事故状況の取りまとめ、注意喚起を行っています。2014 年度には、フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品に関する実態調査を行いました。

また、事故事例の説明の際に述べました「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を毎年度行っており、この報告内容を基にした事故防止のためのパンフレットを作成しています。

次に、国民生活センターですが、衣類用スプレーや防水スプレーを対象とした商品テストを行い、その結果を公表しております。2013 年の商品テストでは、フッ素樹脂やシリコン樹脂を含む衣類用のスプレーには防水スプレーと同様に危険性があることを指摘しています。

これをきっかけに直前に述べました厚生労働省のマニュアル作成の手引と、日本エアゾール協会の自主基準の改訂がされまして、フッ素樹脂、シリコン樹脂等を含む衣類用スプレー製品も新たに対象になりました。

次に、東京都ですが、私ども生活文化局は、2016 年に東京都消費生活総合センターに寄せられた相談を基に、家庭用防水スプレーに関する注意事項を公表しております。

概要説明資料の 4 ページを御覧ください。

次に、日本中毒情報センターですが、電話相談「中毒 110 番」を開設し、実際に発生した救命事故に基づいて情報提供を行い、注意喚起を実施しております。

また、防水スプレーの事故について、ウェブサイト上に事故事例を紹介しているほか、問合せの多い化学製品についてコラム等で取り上げ、消費者に注意喚起を行っております。

次に、化学製品 P L 相談センターですが、製品に関する相談内容を基に、情報提供活動を行っており、その中で防水スプレー使用時の安全性に関するものを Q & A 形式の「知っておきたい知識・情報」で紹介しております。また、月次活動報告、アクティビティノートにて、防水スプレーの使用による中毒事故の事例や、事故防止対策に関して掲載をしています。

法令・規格・基準、事故防止の取組は以上です。

続きまして、同じページの左下、海外情報を御覧ください。

防水スプレーの吸入事故事例、規格・基準、事故防止の取組などを、アメリカ、イギリス、

フランス、シンガポール、韓国、オーストラリア、中国の7か国で調査いたしました。

具体的な事故情報は、シンガポール、オーストラリアを除く5か国で確認できました。行政機関等が収集した防水スプレーの使用による中毒事故等の事例は、アメリカ、イギリス、フランスの3か国でした。

防水スプレーに関する法令・規格・基準に関しては、アメリカ、イギリス、シンガポール、オーストラリア、中国の5か国では、国として防水スプレーに特化した禁止条項や安全基準・ガイドラインを設けてはいませんでしたが、業界の自主基準などが制定されているケースが見られました。

一方で、フランスを含む欧州では、防水スプレーなどのエアゾール製品は、REACH規則やCLP規則などの対象になっておりまして、製造事業者は安全データシートの提出を義務づけられています。韓国では、「化学製品安全法」に基づく「安全確認対象生活化学製品制度」が運用されています。

国や自治体等の防水スプレーによる事故防止に向けた取組としては、アメリカでは、州単位で取組が見られ、特にミシガン州ではエアロゾル化した防水製品を使用する際の注意喚起を公表しております。また、フランスでは、公的機関や業界団体などが、エアゾール製品の吸入による中毒事故への注意喚起をリーフレットやウェブサイトで公表しています。

海外情報の説明は以上となります。

ここまで、防水スプレー等による事故の事態と商品の現状について、説明いたしましたが、この内容を踏まえ、考えられる課題について、お示ししたいと思います。

同じページの4ページ、右上を御覧ください。

防水スプレー等の吸引事故の特徴として、幅広い年代で起こっており、室内など換気の悪い場所での使用が多く、周囲の人が使用したことによる事故も見られます。一方で、業界の自主基準では、「吸い込むと有害」、「屋外で使う」の注意表示は必ず記載することになっており、実際の商品表示を調査しても、ほとんどの商品で記載されていたにもかかわらず、一部の消費者が表示を読まない。あるいは読んで理解しても守らないため、事故が発生していることが考えられます。

このような消費者の防水スプレー等の使用に関しては、特化した調査が行われていないことから、注意表示の視認性や、消費者の事故防止のための行動などを含め、より詳細に使用や事故の実態を把握する必要があり、アンケート調査で明らかにしていきたいと考えています。

また、業界自主基準では、安全確認試験の判定基準として、付着率や噴霧粒子径が事故防止の目安として規定されています。近年の事故増加を受けて、日本エアゾール協会は、国内の防水スプレー等の自主基準の遵守状況を調査しておりまして、付着率と噴霧粒子径の安全確認試験については、82 商品全てが判定基準を遵守していることを確認していると発表しております。

このことから、別の観点、具体的には、防水スプレーを使用したときの噴霧粒子の挙動を可視化することで、使用条件により人体の周りに滞留するのか、あるいは速やかに拡散しているのか、そのパターンについて検証実験で明らかにしていきたいと考えています。

事務局からの説明は以上となります。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは早速、質疑、検討に入りたいと思います。まず、本日は今回が初回に当たりますので、まずは今から委員の皆様の方から御発言をまずいただければと思います。本日の資料に関する補足、御意見、安全対策についてのお取組等について、御発言をいただければと思います。

なお、後ほど詳細なご議論の時間をとってありますので、ここでは簡潔に補足点などをご発言をいただければ幸いです。

それでは、配布資料の関連順で進めたいと思います。まず、事件事例等について事務局から説明がありました。救急搬送事例等が挙がっておりますが、本日お越しの東京消防庁の浅見委員様の方から何か補足等ございましたら、お願いできれば幸いです。

○浅見委員 東京消防庁の浅見と申します。お願いします。東京消防庁で救急でこういった日常生活に伴って生じる事故というのは、年間で約 14 万件ほどございます。なかなかやっばりこの中で、防水スプレーとは限らないんですけども、ふだん使うことが多いエアゾール缶に伴う事故。例えば、放出した際に火に引火してしまうとか、こういった事故が非常に多くなっております。こういった中で、どんどん新しい製品が出てきますので、こういった機会に、この内容について検証していただいて、事故がますます減っていけば、我々としても非常にありがたいと思っておりますので、我々も救急搬送などで把握した事故については、これからも情報提供していきたいと思っておりますので、こういった検証の場で、また新しい検討をまたしていただければと助かると思っております。

なお、今回の事象についての改めての補足というのは特にございません。

○越山会長 どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、平成 25 年度に衣類用スプレー製品の商品テストをされておられます国民生活センターのほうから浦川委員様にお越しいただいております。よろしくお願いたします。

○浦川委員 国民生活センターの浦川でございます。改めましてよろしくお願いたします。

今、会長からもお話がございましたように、平成 25 年に私どもではフッ素樹脂、シリコーン樹脂等を含む衣類用スプレーの安全性について、情報提供をいたしております。この際には、表示はあったのですが表示を見逃してしまいトラブルに遭ったことを書かせていただいております、消費者への注意喚起、情報提供をさせていただいております。

先ほど事務局から事故情報についての御説明をいただいたところでございますが、改めて消費者の行動につながるような情報提供、情報発信ができればと思っております。今回の協議会の場を通じまして、少しでもお力添えができればと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○越山会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、防水スプレー等の種類と安全対策、法令・規格・基準、取組、海外の事故事例等について事務局から先ほど御紹介がありました。関係事業者団体の皆様から、関連する御意見等ございましたら、お願できればと思っております。

まず最初に、防水スプレーをはじめとするエアゾール製品の製造事業者の団体であります、日本エアゾール協会の齋藤特別委員、お願いたします。

○齋藤特別委員 齋藤です。エアゾール製品というのは、大変便利なもので、日本では輸入を含めて毎年 6 億本程度市場に投入されている。その中で、多岐な製品があるわけですが、防水スプレーで吸入事故があるというところは、大変憂慮すべきところだと思います。ぜひ、この場で原因究明をされて、適切な対応ができれば、消費者の方々を安全に守ることができるんじゃないかということで、そういう視点で本協議会に臨んでいます。どうぞよろしくお願いたします。

また、あと、この資料等につきましては、特に申し上げることは、私のほうからはありません。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、同じく、日本エアゾール協会技術顧問の太田特別委員様、お願いたします。

○太田特別委員 日本エアゾール協会の技術顧問の太田です。

私どものほうは、厚生労働省様の1998年に「防水スプレーの安全確保マニュアル」を検討して、我々取り組んでまいりました。2013年国民生活センターのほうで、認識への問題等で公表されまして、その後、2015年に「家庭用の防水スプレーの安全確保マニュアル」、私は、この検討委員でも参画をしております。

日本エアゾール協会は、この添付資料で情報提供をしておりますが、特に表示、それと科学的な、これは国立食品衛生研究所様の科学的なデータに基づいて、検討委員会で噴霧粒子径、それと付着率という試験を導入して、この表示と科学的なデータバックアップで、再発防止に努めてまいったのですが、この概要にもありますように、2015年以降、防水スプレー等の事故も増えている。対策をしているのに増えていると。これは、直近この資料で表していますように、スニーカーに防水処置をすると。これが事故が増えているのではないかと推測はしておりますが、バックアップ、消費者のモニターもしておりませんので、確認ができない状況に現在至っております。今回、東京都様のほうが、後で、この資料が出ておりますけれども、消費者のモニターの調査、使用実態がどうであるかということが対策のキーワードになるのかなと。

私どもの団体は小さな団体ですので、モニター調査ができない状況ですけれども、東京都様のほうで、この首都圏の調査ということでデータが挙がってくるのを、この場で検討して対策に取り入れていきたいなど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○越山会長 どうもありがとうございました。

続きまして、防水スプレーの販売事業者様でおられますスリーエムジャパンイノベーション株式会社の芦澤特別委員にお願いしたいと思ひますが、その前に、リモートで御参加の方々、皆さん、声はよく聞こえておられますでしょうか。大丈夫ですか。

○芦澤特別委員 はい、聞こえています。

○越山会長 ありがとうございます。それでは、芦澤特別委員、お願いいたします。

○芦澤特別委員 スリーエムでスコッチガード製品の開発をやっております芦澤と申します。

先ほどの太田委員と私も一緒に前回の厚生労働省様との検討会等も出させていただきましたけれども、今回いろいろ資料を見させていただいて、従来は衣類ですとか使用量が多いところで中毒事故もしくは重篤な症状が出ているというふうに考えておったんですけども、かなり靴ですとかかばんですとか比較的使用量が低い、少ないもので、しかも目線よりかな

り下のほうに、大体皆さん、新聞紙を引いて靴を置いてスプレーされるという方が多いというふうに考えておりますので、そういった下降方向で事故が起きているというのは今日新たな発見かなと考えております。いろんな議論、もしくは検証実験等を通じて、新たに必要ならばエアゾール協会さんともお話ししながら新たな基準等も考えていけたらと思っております。

以上になります。

○越山会長 どうもありがとうございました。

続きまして、化学製品に関する相談対応や情報提供を行う日本化学工業協会化学製品PL相談センターの登坂特別委員、お願いいたします。

○登坂特別委員 私どものほうに寄せられる相談案件は、年間、全部で受けている件数が250件ということでそれほど多くないので、防水スプレーについてのものは1、2件程度でございます。ただ、いろんなところで相談した結果、そこで対応しきれなくてこっちに回ってくるというケースが多かったりとか、それから補償の問題、例えば病院に入院したので補償の問題とかになってというようなことで回ってくるのが多いのでちょっと重症なケースが多いと。1週間入院したとか費用も結構かかったというようなケースが多いということもありまして、ここ数年増えてきたということで注目していた案件でございます。今回、東京都の検討ということで、実態と、それからその防水スプレーの特性とを併せて検討していただけるということで、その辺のところから新しい知見が出てきていい対策ができるのかなというふうに思っています。

中毒情報センターへの相談事例とかを見ると、93年、94年に大量に発生した案件というのは一度収まっているわけですね。そのときには対策が打たれたと。その状況が変わってない、または強化されているにも関わらず増えてきているということなので、一つは使用実態とそのときの対策というのがもしかしたら合わないような状況が起こってきているのかもしれないというようなこともちょっと思っておりまして、その辺のところも併せて何か原因、こういったことの起こっている現象の原因が突き止められたらというふうに思います。

○越山会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、家庭用品の安全性を確保するための試験・研究を行われております国立医薬品食品衛生研究所の河上特別委員、お願いいたします。

○河上特別委員 河上ですけれども、私も前回のマニュアル作成の手引きの委員会のほうに務めさせていただいております、製品の設計とか開発のほうはかなりいろんなことを

考えて頑張ってやらせていただいて、製品の表示なども工夫されていると思うんですけども、一昨年度から報道とかで防水スプレースの事故が増えていますという話になってきたときに、外部インタビューなどがどれだけ注視しているか分かりませんが、結構防水スプレースを吸い込んだら危険なことを知らないとか、狭いところで使うなという表示も見なくて、それが危険だということを認識してないというお話が結構ありましたので、先ほど製品の表示を調べてみたり、事業者さんのサイト、動画があるとかいう話だったんですけど、事業者さん、販売店とか販売店との間に入ってくるサイト、そういったところへもきちんと消費者に対してのリスクが啓発されているかどうかということ、そういったようなものがちゃんときちんと伝わっているかということも、その観点で調べていただければいいと思います。よろしくお願いします。

○越山会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、化学物質に起因する急性中毒について啓発、情報提供を行う日本中毒情報センターの波多野特別委員様、お願いいたします。

○波多野特別委員 日本中毒情報センター、波多野でございます。

我々、今回少しデータを出していただいていますけども、実際に防水スプレースをお使いになって、例えばせきがあるとか、ちょっと吸い込んでしまった気がするとか、そういった実際に使われた当事者の方、それから当事者の方が行かれた医療機関の先生方からの問合せをその都度受けまして、電話で情報提供を行っております。

私は、厚生労働省の病院モニター報告ですとか、防水スプレース等安全確保マニュアル作成の手引きの改定等に携わってきました。先ほど私どものグラフを出していただいていますけど、このまま防水スプレースによる事故は減ってそのうちなくなるのではないかと期待していたんですけども、結局また増えてきておりまして、ここ数年は100件前後という形で毎年お問合せをいただいている状況です。実際に健康被害、場合によっては入院ということも時々起こっているような、健康被害としては決して軽く見ることができないものでもありますので、そのあたり、どうすれば事故を減らしていけるかということ、本当にこの機会に考えて、有効な手だてができればと思っております。

あと、我々、毎日、電話を取っているのですけれども、そのときに気になることとして、例えば最近、異常気象というのがあります。以前、東京でかなりたくさん雪が降った年がございまして、多分2014年だったと思いますが、そのときにその日に何件か問合せがあったということもありました。結構、気候に影響される、例えば雨が降る前の日に防水スプレース

を使おうと思って吸い込んでしまったような事例が時々あり、やはり生活と密着しているところがあります。そのあたり、今回のアンケートでクリアにして、ではどういう対策を取ったらいいかということが前向きに検討できれば非常にいいかなと思っております。

どうぞよろしくをお願いします。

○越山会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、消費者の視点からということで、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮委員様、お願いいたしたいと思います。

○釘宮委員 釘宮でございます。

防水スプレーに関しては、実はこちらの協議会の一番最初のテーマとして、平成10年にも取り上げられたということで、そのときには防水スプレーの火災といったようなことが焦点になったとお聞きしています。今回は吸入事故に関する安全対策ということで、時代によりまして問題点に移り変わっているということを感じております。

また、皆様からのお話にもございましたように、吸入事故に関する相談事例が増えていきます。靴に対するスプレーが相談事例の半分程度というようなお話ではありましたが、何か用途の多様化、あるいは使用環境の変化ですとか、そういったものがかなり影響しているように思いますので、ぜひアンケートの中でそのあたりの原因を明らかにしていただければありがたいと思います。

また、リスクの軽減方策という意味では、使用上の情報提供、使用上の注意、ここだけでなかなか対応が取れるものでもないかと思えます。用途に応じた製品の成分ですとか、そういったようなところを見直すことも、もしかしたら必要かもしれません。製品自体の安全設計といいますか、そういったところにも皆様の知見をお借りできればと思います。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、もう一方、消費者の視点からということで、全国消費生活相談員協会の鈴木委員様、お願いいたします。

○鈴木委員 全国消費生活相談員協会、鈴木と申します。

今回の防水スプレーですけれども、事故は一時多くなってその後減っていたはずなのにまた増えてきた、注意喚起もされていたと思うんですけれども、その危険性については周知されていると思われていました。多分、最近、消費者の購買行動とか安全性に対する考え方が変化してきているのではないかなと思っています。例えば、先ほどの発表の中にもありま

したが、このトラブルを起こしている年代の方々が30代、40代、20代の若い方々であるということと、販売方法がネットになり、見事に、靴にはもう防水スプレーを吹きかけるものと、いっぱい売られています。また、百貨店でも売っています。多様化という面からしますと、通常420mlぐらい、私たちの想像だと、それが防水スプレーだと思っていたんですけど、60ml、簡易的な、携帯的なものも売っている。なので、使用者がすごく増えた、安全性についてあまり気にしてない方々が利用することによって事故も増えてきているのではないかなと思っています。事故は忘れた頃にまた繰り返すということもよくあります。この協議会で検討されることがそういった注意喚起にできればいいかなと思っています。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、この協議会の会長代理をお願いしております、製品安全に関する研究を行っておられます東京工業大学の西田委員、お願いします。

○西田委員 よろしく申し上げます。

今、繰り返しになるかと思うんですけども、このスプレーの使い方が大分変わってきている、大量にどどんばんばん使うみたいな、そういう状況も生まれてきているということなんで、今回の実態調査、アンケートなんかでそういう使用方法の変化とか実態というのがまずいいかなと、それに対する危険性を今回指摘するということになるかと思うので、そういうところにつながるというのかなと思います。最後、どちらかという今回、注意喚起というか啓発をしていくというようなところが出てくるかなと思うんですが、そういうときに参考になる動画、資料、メディアの方なんかを取り上げていただきやすくなる、そういうものができるというのかなと思いました。

以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでのご指摘等から、事故の件数がなぜか増えてきているなという点がありました。そのあたりに何か検討のキーワードがあるのかも知れませんね。皆様からの御意見で、消費者の消費行動や利用環境が変わってきているのかという点がございました。さらに、興味深かったのは、近年のように気候変動等があって、雨災害等の中での利用があるのかもしれないというような御意見もあったかと思えます。そのような着眼点も念頭において今回実施予定のアンケート調査で少しでも明らかにできれば幸いです。今回のアンケート調査ではどこまで深く調査できるかわかりませんが消費行動が変化などもヒントでい

いですがわかってくればいいですね。

それでは、今ここでいただいた御意見につきまして事務局のほうで論点整理をしていた
だき、次の協議会での検討材料として御準備いただければと思います。

また、御意見の言い足りない方もたくさんおられると思いますけども、進行の都合上、こ
こで議事の2のほうに進めさせていただければと思っております。その後でまた全体を通
して議論の時間をとってございますので、そのときにまた御忌憚のない御意見をいただ
ければと思います。

それでは、議事の2に入りたいと思います。まず、資料5と資料6について、事務局のほ
うから説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 それでは、防水スプレーの使用に関するアンケート調査（案）と検証
実験（案）について説明いたします。

まず、アンケート調査（案）になります。資料5の1ページを御覧ください。

まず、本調査は、防水スプレーについて、消費者の使用実態や事故防止対策、実際の事故
等の経験事例を調査収集し、本協議会で協議する際の参考資料とすることを目的としてい
ます。

調査地域と調査対象者は、東京に居住、在勤又は在学する、現に防水スプレーを使用し
ている、又は過去に使用していたことがある20歳以上の男女1,000人以上といたします。
なお、東京都に在住・在勤・在学で調査対象者の収集が難しい場合は、一都三県まで対象
を拡大することもあります。

調査方法は、ウェブを利用したインターネットアンケート調査を行います。

調査項目の大枠は、1) 防水スプレーの使用実態、2) 防水スプレーの使用による事故等
の経験の事例、3) 防水スプレーに係る事故の認知度、防止対策の実施状況となります。

それでは、アンケート調査（案）の設問について、要点を絞って説明いたします。2ペー
ジから4ページにかけて御覧ください。

この設問は、プレ調査、属性に関する設問となります。質問4で防水スプレーを使用した
ことがある方1,000人を本調査の対象といたします。その際、御自身が使用している、また
は使用していた商品をきちんと認識してもらうために、イラストや説明文を掲載し、使用し
たことがある方を確実に把握する工夫をいたします。

次に、5ページを御覧ください。このページから本調査に入ります。

質問1から6までは、防水スプレーの購入の目的、種類、購入場所、購入の基準など、購

入など入手についての設問になります。

次に、8ページから10ページを御覧ください。

質問7から10までは、使用している、あるいは使用していた防水スプレーの表示の確認や使用方法、事故の認知度などについての設問となります。

次に、10ページから16ページを御覧ください。

質問11から26までは、危害、ヒヤリハット経験の有無、事故発生場所、使用していた防水スプレーの種類、使用者、症状、考えられる原因、危害・ヒヤリハット経験の内容、報告の有無などについての設問となります。その内容については、自由記述の設問も設けています。

それから、17ページを御覧ください。

質問の27から30までは、注意表示や表記の改善などの意見収集の設問となります。表示の改善点や自由意見については、自由記述の設問も設けております。

アンケート調査(案)の説明は以上となります。

続きまして、検証実験(案)について説明いたします。資料6の1ページを御覧ください。

本実験では、防水スプレー等の使用について検証を行いたいと考えています。実験内容として、大きく分けて一つは、1、気流可視化測定と実際の噴霧状態の比較検証、もう一つは、2、気流可視化測定となります。本実験での防水スプレー等の噴霧粒子の可視化は、赤外線カメラを用いてスプレー成分の温度変化を時間的に連続して抽出し画像処理する方法です。噴霧粒子は、主剤である樹脂と溶剤からなる液体成分ですが、その周りには気体成分である噴射剤等と揮発した溶剤、それからその周辺の空気がありますので、それらの温度変化を捉えることが必要になります。そのため、1の実験では可視化測定と実際の噴霧状態を比較するため、赤外線カメラによる撮影と噴霧粒子の補給を同時に行います。

2ページを御覧ください。

噴霧粒子の検出には、感水試験紙の変色の確認と、光学ミラーに付着した樹脂をFT-IRで測定する方法で行います。感水試験紙については事前実験を行い、商品ごとに感度は異なるものの、噴霧粒子が付着すると変色することを確認しております。

次に、4ページを御覧ください。

気流可視化測定の実験になりますけれども、1の比較検証に基づいて、防水スプレー等の使用を想定して、実際の商品の噴霧している状況を赤外線カメラで撮影いたします。商品の種類、屋内・屋外、風の有無、風向、対象物の条件を組み合わせ十数パターンで実験を行い、

画像処理により動画を作成いたします。

なかなかイメージがつかみにくいとは思いますが、試行として防水スプレーを傘に噴霧した状況を可視化した動画をこれからお示ししたいと思います。動画をお願いいたします。

(動画視聴)

○越山会長 リモートで御覧の方、見えますでしょうか。

○松田統括課長代理

これはカラーで撮影したものになりますけれども、左が単純な熱画像ということになります。右側が、それを画像処理して気流を可視化したという動画になります。

○松田統括課長代理 次はモノクロで再生いたします。カラーよりはその粒子の動きが分かりやすいと思います。

以上となります。

○越山会長 説明は以上でしょうか。

○松田統括課長代理 はい、以上です。

○越山会長 リモートの皆さん、今の画像、見えたでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、この後30分ほど、全体の質疑応答等のお時間をとりたいと思います。流れとしてはアンケート調査票、そして今の検証実験というものをメインに見ていただければと思いますが、その前に、最初の説明がありました資料1から4までに関して各委員の皆様方から何かお聞きしておきたいこととか確認しておきたいこととかございましたらお願いします、いかがでしょうか。

ちょっとこの場をおかりして、関係の方々にお伺いしたいと思います。資料2の11ページのところに安全データシートの例がありますが、真ん中あたりのGHS導入箇所急性毒性が区分4とあります。私どもの大学は工業大学なので、結構、作業現場と同じように化学実験室で化学物質を使うので、厚生労働省による職場等の化学物質に対するリスクアセスメントを行います同箇所に示されるハザードレベルの区分2や3などの性質を基礎として、暴露時間や気中濃度を計測し、最終的なリスクレベルを決定します。この中でちょっと気になったのが、区分4とある箇所ですが、直接吸引の場合のリスクに関してご助言等いただければ幸いです。

○河上委員 すみません。ちょっと私、専門ではないので、ちょっと今このようなことが分

からないのでお答えできなくて。

○越山会長 はい、ありがとうございます。防水スプレーの場合は使用時間が数秒なので、危険なリスクレベルには達しないとは思いますが気になったのでお伺いしました。申し訳ございませんでした。

それでは、それ以外に、資料1から4までの中で御確認しておきたい点とかございましたらお願いします。

はい、釘宮委員。

○釘宮委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮でございます。

資料の1で日本中毒情報センターさんの相談事例のデータが載っていますが、この中で事故の発生状況、例えば図2を見ると、確かに靴用の割合が半分程度ということが分かります。そのほかに、症状の重篤度によって用途別の傾向があるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○越山会長 それは事務局に質問ですか、それとも中毒情報センター様のほうに御質問ですか。

○釘宮委員 もし事務局のほうでお分かりになれば事務局の方でお答えいただければと思いますし、もし実際のデータに当たるべきだということであれば中毒情報センターさんのほうにお願いしたいと思います。

○越山会長 いかがでしょう。

○波多野特別委員 日本中毒情報センターですけれども、今言っていたのは4ページの図2についてということよろしいですか。

○釘宮委員 はい、そうです。

○波多野特別委員 重篤な事例が靴用なのか、それとも衣類用なのかという点については、すみません、ちょっと今すぐこちらで申し上げられるようなものではないのですが、逆に靴用に多いとか、あと衣類用に多いといった印象が、これまで我々も結構な事例の数を見ている中ではあまりありません。むしろ用途よりは例えば使い方ですとか、そちらのほうが重篤な事例が発生することに影響しているんじゃないかと、個人的な意見ですけれども感じました。

○越山会長 何か事務局で補足はありますか。

○松田統括課長代理 この中毒情報センター様の事故事例につきましては、公表資料を基にこの資料を作成しています。詳細なことが分かりませんので、波多野先生の言うとおりで

結構です。

○越山会長 分かりました。どうもすみません、急にお願いしまして。

それでは、ほかにもしなければ、アンケート調査票、それから検証実験のほうに入りたいと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

今回、私どもの扱おうとしているスプレー缶の事故の対象の範囲ですが、以前は缶を廃棄するときに穴を開けて捨てなさいよとかということが無理やりに穴を開けたりすると、シューッと若干のガスが出て、それを吸い込むだりしての事故があったかと思います。しかし、今はもう穴を開け廃棄する必要がなくなったので、そのような利用上の危険に関しては対象にしていないという進め方としております。それに関しても御意見等なければ先に進めさせていただければと思います。

はい、お願いいたします。

○登坂特別委員 ちょっとアンケートのところで気になったといいますか。

○越山会長 アンケートのお話ですかね。分かりました。じゃあ、ちょっとお待ちいただけますか。

ほかに、特に資料1から4までのところで確認しておきたい点、皆さんの取組具合だとか海外の影響だとか、よろしいですね。

分かりました。

それでは、ここでまず資料の5のアンケート調査のところに入らせていただければと思います。すみません。

○登坂特別委員 すみません。質問9のところなんですけれども、「スプレーと対象物との距離を10cm～20cm離して使用する」ということを当てはまる、当てはまらないという形で聞いていらっしゃる。ちょっと気になったのは、最初に参考資料でエアゾールスプレーの仕組みを説明していただいたときに、原液との液化ガスの混合の割合で、スプレーした後に液化ガスのほうが揮散してその結果として霧状に細かくなると。だから、細かい霧が吸い込んだときに肺まで行くわけで、細かい霧というのはある程度スプレーした後に細かい霧ができるということだと思っておりますけれども、エア協の自主基準とかその自主基準に決められたところというのは適正な使い方をベースにつくられているので、たしか20cm離れたところからスプレーしたときの付着率と、微粉というか微粒子の数というふうになっているので、実はもしかしたら、ちょっと分からないですけども、20cmぐらいの距離、そのぐらいの距離なので割とその微細なところまで行く手前でぱっと対象物についてしま

うと、だから微細な粒子というのもし発生しないし付着率も上がると。ところがこれちょっと距離を離すと微細な粒子になった後になってしまうので、すごく細かいものが飛散している可能性がもしかしたらないかなというようなことをちょっと思いまして、そうすると対象物とどのくらい離して、何に対して使うにどのくらい離すとかというのが結構ポイントになりそうだなという気がしました。この聞き方だと 20cm 離しているかどうか、要するに適正な使い方かどうかだけになってしまうので、何 cm ぐらい離して使っているかというその距離感みたいな、どんな対象物にどれくらい離して使っているかみたいなところが少し取れるといいのかなというふうに思ったんですけど。

○越山会長 それは、15 ページの質問 22 の中に書いてあるスプレーと対象のものとの離れた距離についての質問がありますけど、そのことについての御指摘でしょうか。ほかにも使い方とか使用状況、距離について聞いているところありましたか。

質問 22 の 6 番目に、スプレーと対象のものを約 10~20cm 離して使用していますかと聞いていますけど、ここのことを言われているのですか。

○登坂特別委員 その前の質問 9 のところの。

○越山会長 9。

○登坂特別委員 はい。

○越山会長 質問 9 ですね。はい、ありがとうございます。

○登坂特別委員 同じような質問があるんですけど、これだと 50cm 離して使っているかどうか、適正な使い方かどうかだけになるので、例えばじゃあ 50cm ぐらい離してみるとか、1 m ということはないでしょうけども、20cm って結構近いんですよ。だから、実際の実態としてはもう少し離しがちなんじゃないかなという気がしているんですけど、そういったときに、微細な粒子、10 μ m 以下の細かい粒子というのはどのぐらい発生しているものなのかというのは、実はもしかしたら見えてないかもしれないなと、または製品によって違いがあるかもしれないなということをちょっと思っています。製品によって違いがあるというのは、使われているその基剤、どんな溶剤を使っているか、どんな噴射剤を使っているかということにももしかしたら依存するかもしれない。それが 20cm で測った場合には差が出る前に付着したりしますので、差が出てない。ところが、もうちょっと離して使うともしかしたら付着性も高いし、微粒子も出ないものと出るものという違いが出てくる可能性がないかなということをちょっと思います。

○越山会長 それは検証実験でもある意味確かめられる領域ですよ。

というと、今の御指摘については、私も 10cm、20cm、それからこういうコンパクトなスプレーと大きなスプレーとでは噴霧量も違うとおっしゃいまして、噴出力も違うような気がします。一律に対象物との間の距離は 10cm～20cm 離して使ってくださいというような使用方法を業界の皆様の方でお勧めされているのでしょうか。

○太田特別委員 いや、それは商品の特性に合わせて設定はされております。今、登坂さんがおっしゃられたように、噴射距離と言って、みてもらわないと分からないんですが、一般的に 20cm 以上で届きます。これは難しい言葉で言いますと火炎の発生状態、火炎長という試験項目が高圧ガス保安法にありまして、火炎から 15cm 離れた場所で噴射して、着火する。燃える可燃性ガスですと、殺虫剤でしたら圧力が高く、燃える距離が 50cm 届かない範囲であります。ですからその 15cm を足すと 60cm ぐらいですね。これは、一般的に室内に対してバーッと霧の状態で出ると。この場合ですと、商品が靴用の場合、靴用の場合は圧力を低くして霧が粗くなるように、そういう意味での圧力を変えて細かくならないように設定するわけです。ですから、この 10cm、20cm、必要ですとこういうふうにやれば、例えば実現していく。ハンガーにレインコートをかけて吹くと 20cm と、50cm、30cm 離れたら、この原料の粒子に液化ガスが混ざっているわけですね。それがこの容器の中の所では液体ですが、大気に出た途端にガスが液体から気体化します。そのときに内容成分を爆発的に膨張というか、ガスが膨張して霧が細くなるんですね。ですから、距離が長くなればなるほど細くなるという、この時点で速く、べたっと付着させると出すたびに増やして、霧も細かくなると。ですから、この距離というのは非常に重要なわけですね。一般的には大体 20cm とか 30cm という形で設定するわけですね。イメージしていただくと、女性の方がおられますが、ヘアスプレーがありますね、ヘアスプレーはこの近くで使うと霧が安定した状態でこういう状態で 20cm くらいになるわけですね。ですから、こんなに距離を離して噴霧すると、こう霧が行って、思わぬところに付着するため、圧力を低くして適正設計をしております。例えば制汗剤ですとこういうところにスポットでやりますね。そうすると、パターンというのは非常に小さくて、そういう状態でスポット、パッとスプレーできる、そういうふうにご設計しております。ですから、非常に、人体の場合は、人体に直接スプレーする場合は非常に圧力を低くして、パターンも小さくして、距離をそういう意味で 10cm～20cm のところでしてくださいという設計するわけですね。殺虫剤ですとそこまで記載しなくてもいいですが、適正に設定されております。一般的にはそう設計されております。

○越山会長 どうもありがとうございました。なるほどよく分かりました。

そうすると、どうすればいいのでしょうか。実際の使用実態としてもっと近く、要は飛散しないように直接的に塗れるようにしたほうが効果的だとは思いますが、対象物や使用環境、または利用者等で若干の違いがあるのかなとも思われましたが、そのあたりまで詳しくここで訊けばいいですね。

○太田特別委員 先ほどの10~20cmという、そういうふうを設定して、標準的なそういう靴用のものであれば一般的な設問かなというふうには取れると。

○越山会長 この聞き方で大体いいかなと。

○太田特別委員 はい。ただ、大きく離れてやっている人もいるかもしれないので。

○齋藤特別委員 例外が結構な比率でいないかということをとれないかという。

○越山会長 この質問方法だとよく分かりませんか。

○鈴木委員 ネットで使用している図とかを見ますと、小さいものをもう手の中に入れて靴に近づけて側でやっているんですね。だから、この容量の大きさによっても多分消費者は自分で自由にとというか、こんなものだろうという感じで塗布しているかなと思うんですね。だから、さっき言った標準的な形で事故の原因を探れるかどうか、ちょっとそれは不安があります。

実は設問2ですけれども、あなたが防水スプレーを購入したきっかけは何ですかということで、あてはまるもの全部書きなさいということですが、今の方々、若い方は靴には必需品みたいな形でお買い求めになっているのではないかなと思います。使い切ったとかではなくもう少し心理的に何かを聞ける質問があるといいなと考えたんですね。答えてもらえれば、防水はやっぱりやっておくべきものだと思ったとか、ここの質問で汲み取ればいいなというふうに思いました。

○越山会長 今のは質問2。

○鈴木委員 2。先ほどとは、また別に2にいろいろ書いてあるんですけれども、ネット等を見ると本当に靴がもう50%以上ですからね。

○越山会長 私の見ている箇所が違うのかも分かりませんが、資料5の質問2の年齢を聞く箇所のことでしょうか。

○鈴木委員 え。本調査。

○越山会長 本調査、だから6ページの質問ですね。

○鈴木委員 はい、そうです。

○越山会長 分かりました。申し訳ございませんでした。

○鈴木委員 きっかけを聞いています。

○越山会長 きっかけ。もう少し詳細に。

○鈴木委員 ちょっと抜粋しての説明ですみません。設問⑧まであります。きっかけを教えてくださいと書いてあるんですね。幾つでも答えてもいいので、それはいいんですけども、用途に靴が多いのと、今の若い方々は持っていて当然ぐらい利用しているのかなと思うんです。なので、別な聞き方でその辺を引き出せたらいいかなというふうに思っただけです。例えば、持っていた防水スプレーを使い切ったでも読み取れるんですが、ずっと使っていてやっぱりなくなったからなど、30代、40代、20代の方が防水スプレーに関してどういう感覚を持っているのかどこかで質問出来たらいいなと思ったんです。被害が多いので。

○越山会長 それが、使う頻度を聞いているのではなくて、買い始めたきっかけの部分をまたよく別途分けて詳しく聞ければいいということですね。

○鈴木委員 そうですね、はい。

○越山会長 分かりました。これに関しては、事務局のほうで調整できればしていただければと思います。

そして、先ほどの距離のお話に関係するかも知れませんが、実験との関係もあるので再度持ち帰って私も含めて事務局の方と相談させていただければと思います。使用環境を一律に決めてしまうなどの試験条件も含めて、お預かりさせていただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。はい、お願いいたします。

○河上特別委員 最初に挨拶のときにもお話があったんですけど、販売者と消費者が一番近いわけで、販売する人が何かこう指摘などを、指摘じゃない、これは実際に、例えば靴屋さんとか、いろんな靴屋さんに行くと、防水スプレーのところに注意書を別に用意してポップのようなものを貼ってあるところもあるし、そうじゃないところもあって、その販売店、販売者が消費者にどれだけ伝えているかというようなことを可視化する、そういう方がリスクを認識しているかということも少し調べていただけるような設問があるといいのかなと思っていて、どういう形にすればいいのかというのはちょっと難しいのですが、今回アンケートを取って、缶の表示を見てどうですかというのが書いてあるんですけども、実際に販売店がちゃんと注意しているところもあれば、何も言わずに目の前でこう、使っているときも特に注意もしないこともあるというふうに聞いているので、そういうところもう少し情報を集めてみると、リスクをきちんとというところに生かせると思って、そういう設問をちょっと用意していただければと思います。

○松田統括課長代理 はい、検討させていただきます。

○越山会長 今回の御指摘は、購入するときのその購入環境というか注意喚起の状況についても聞ければというような。

○河上特別委員 そうです。

○越山会長 ありがとうございます。

ほか何かございますでしょうか。検証実験のほうも含めてで結構ですので、御意見いただければと思います。

○波多野特別委員 すみません。日本中毒情報センターですが、よろしいでしょうか。

○越山会長 はい、お願いします。

○波多野特別委員 何点かこのアンケートの中で御検討をお願いしたいというところがございまして、一つは11ページですけれども、質問13というのがあります。10ページ以降は実際に防水スプレーを吸った経験があるという方に対するの質問なので結構詳しいことが取れるんじゃないかと思うのですけれども、この質問13については場所が割と限定されていて、我々の経験でいきますと、例えばマンションの廊下はどれに該当するのかとか、マンションの階段の踊り場とか、時々聞くのはリビングとか、あと台所というのがあります。そういったときにこの中でどれを選んでいいかがちょっと分かりにくいのではないかと思います。選択肢は多分これ以上細かくすると訳が分からなくなってしまいますので、例えば選択肢はこのままで、例を挙げるなどしてはいかがでしょうか。以前、受験のための宿泊先のホテルの室内で使ったというような事例もありまして、そのときだこの中でどこになるのか、その他かな、と考えたのですけれども、実際に経験された方が具体的に書けるような、何か工夫があればいいかなと思いました。

○越山会長 要は、⑩の「その他（）」と書いてあるような感じで、屋内ならどこで、ちょっともう少し詳しく書ける欄を設けられないかということですよ。

○波多野特別委員 そうです。例を挙げたほうが書きやすいかと思いました。

○越山会長 それも持ち帰らせていただければ。

○波多野特別委員 あと、これも少し気になったのですけれど、13ページの設問18で、症状を聞くところがあります。この中で、①肺炎というのは症状ではないので、①にはしないほうがいい。肺炎は診断ですので、もし入れるのであれば受診して肺炎と診断されたといった形で一番下のほうに挙げるほうがよろしいのではないかと思います。最初の選択肢が肺炎というのは、多分違和感があるかなと思います。

○越山会長 そうですね。いきなり肺炎になっちゃったというのよね。

○波多野特別委員 はい。御自身にどのような症状という書き方ですので、質問としては書き方を変えたほうがいいのかと思いました。

あと、すみません、続けてよろしいですか。

○越山会長 お願いします。

○波多野特別委員 今ない設問の御提案ですけれども、設問 13 から 14 にかけて、場所と防水スプレーの種類を聞かれているのですが、何に対して防水スプレーを使ったかという設問が見当たりません。防水スプレーを使いたかったもの、例えば靴とかかばんとか、そういった選択肢がここの中になくて、質問自体ありません。使用量との関係、例えば靴だったら 1 足と 10 足で多分使用量も違うでしょうし、使用時間も違うでしょうし、そういった意味ではそのスプレーの対象物、スプレーしたかった対象物についても質問を追加してはいかがでしょうか。

○越山会長 いい御指摘ですね。

○松田統括課長代理 設問の 14 ということではないということ。

○波多野特別委員 設問の 14 はあくまでも防水スプレーの種類ですね、靴用の防水スプレーとか。ただ、人によっては靴用の防水スプレーをほかの用途で使っていたかもしれませんし、その対象物が何かという質問がちょっと見当たらなかったの。時々リビングでソファに使ったとかいうのもうちにはお問合せがあるんですけども、そういったものはここには出てこないの、実際にものを聞いてはいかがでしょうか。

○松田統括課長代理 分かりました。

○波多野特別委員 細かい点は別にしまして、大きいところは以上でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

釘宮委員。

○釘宮委員 今のことに付け加えまして、先ほどスニーカーに対する需要が増えたというようなお話があったかと思うんですけども、靴も布製の靴なのか革製の靴なのか、対象物としては特定するのは意味があるかもしれません。

○越山会長 だんだん最初のときの議論に近くなってきて、要は新しい若い世代の人がたくさん使うようになってきて、その人たちがどういうときにどういうものに使っているのかというのをうまく聞き出せればいいなというポイントがあったと思います。その辺のところをうまく、明確に聞けるといいかなと思います。そのとおりだと思います。

ほかの委員、ございますでしょうか。

それからリモートの方もご遠慮なく何かお気づきの点がございましたら。

逆に消費者の皆さんにお伺いしたいのですが、ペットだとか動物に吹きかけるようなことはあるのでしょうか。

○鈴木委員 それはないです。

○越山会長 それはない。

○鈴木委員 散歩するのに雨に濡れないためですか。

○越山会長 そうですね。

○鈴木委員 聞いたことがない。レインコートは着ていますがね。そのレインコートにやるのはあると思います。

○越山会長 気になったのは、何用だと書いてあったとしても何用にしか使わないとは限らないという前提で質問したほうがいいのかと思ひまして、靴用に買ったがかばんにも使えそうだなとか、あと傘に使えそうだなと思つての利用などのことです。同じ撥水性のスプレーなどであれば何らかの効果があるんじゃないのかと思う可能性はあるような気がするのですが、そういう使用実態の把握みたいなこともできればなと思つたので。

ほか何かございますでしょうか、お気づきの点。検証実験のほうでも結構です。検証実験のほうで、先ほどお話があつたとおり、傘にスプレーを噴射するイメージがありました。真横から噴霧する状況を測定するというのが基本になっていますが、その辺も含めて、例えば靴などは下に向けて噴射する気もしたので、屋内、屋外の両条件を考えています。スプレー缶の圧力に関しては、容器の大きさや内容量によつても若干変化するような気がしたので、いろいろなパラメータのバラエティも考えられたらいいかなという個人的な思ひですが、他、よろしいですか。

では、時間が迫つてきたので、ここまでの御意見、特に検証実験に関しましてもまだ御指摘や御質問があろうかと思ひますが、アンケート調査と検証実験に関する5件ほどの御指摘などを踏まえて計画を再調整お願ひできればと思ひます。それ以外に後で気がついた箇所などがございましたら、メールなり電話なりでコメントをいただきければいいようにも思ひます。

○松田統括課長代理 ここで御指摘いただけなかつたものにつきましては今週いっぱいまではお受けしたいと思ひますので、何かございましたら事務局宛てに御連絡をいただければと思ひます。

○越山会長 ということです。アンケート調査の箇所も含めてもし何かございましたら、リモートの皆様も含めて、メールなり電話で御指摘いただければと思います。

それでは、この議論は以上とさせていただきます。よろしいですか。

次に議事の（３）今後の協議会スケジュールについての説明をお願いいたします。

○松田統括課長代理 それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。資料7を御覧ください。

アンケート調査につきましては準備を進めておりまして、10月下旬以降の実施を予定しています。先ほど言いましたけれども、今週いっぱいには御意見、お気づきの点がありましたらお受けしたいと思っておりますので、御連絡いただければと思います。また、検証実験は10月下旬以降から準備を始めて実施していく予定でございます。今年度につきましては、できれば実施前に説明会を行いたいと思っております。詳細につきましては追って御連絡いたします。

それから、次の第2回協議会ですけれども、1月上旬あるいは中旬を予定しております。速やかに日程調整の御連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。第2回協議会では、アンケート調査と検証実験の結果について御報告いたします。また、調査結果や委員の皆様方からの御意見を踏まえ課題や対策案を整理してまいります。委員の皆様には、こちらについて御検討いただきます。

その後、第2回協議会で協議いただいた御意見を反映して報告書の案を取りまとめまして、委員の皆様にご確認いただきます。2月以降に開催予定にしております第3回協議会で、この報告書の案を協議させていただきます。

第3回協議会後のこととなりますけれども、今年度は4回目の協議会を対面開催することが難しい状況です。協議会の提言は年度内に決定する必要がありますので、第3回の協議会でいただいた御意見は、メールやオンラインによる対話、個別の訪問などにより反映して報告書の案を修正してまいりたいと思っております。

○越山会長 事務局に質問ですが、報告書の作成は3回目まででほぼ固めたいという方向性だと思います。今年度から始めて御参加いただいた方はそのあたりがお分かりにくいかも知れません。補足すると、この協議会として取りまとめた要は実験やアンケート調査、ここにお示しした資料を含めたものを報告書として東京都のほうに提出することになります。そのときのポイントですが、その報告書は一種のエビデンス、というか証拠ですね、それを基にして要は東京都に対して協議会から安全対策への提言書を提出するというようなスタイルになっています。いつも最後の4回目の会議のときに報告書と共に提言をまとめて東

京都のほうに手交していましたが、今の説明だと、報告書の案は3回目に取りまとめるが、提言はその後に最終確認するというものでした。すなわち消費者の方にこういうことを求める、業界の皆さんにこういうことを、そして監督官庁、行政機関、それからそれ以外の関係の皆様に対してこういうことを要請するという内容の提言を取りまとめることになりま。その提言を基礎として、事故のリスクを減らすための方策を各方面の方にぜひ御検討、御協力をお願いしますというものです。そして、東京都の方からその提言書に基づいて消費者や関係業界団体、行政機関等に要請することになります。もちろん東京都も提言するだけではなくて、東京都自身もこのような形でリーフレットを作成したり、啓発に努めます。このようなもののベースになるのが提言というものになります。ということで、今のここまでのお話で、報告書に関しては何とか3回目までにまとめたいということはわかりました。では、提言のとりまとめに関しましてはどのような予定になりそうかもう少し御紹介いただければ幸いです。

○松田統括課長代理 会長のおっしゃるとおり、本来、近年、協議会は4回開催をしております、4回目に協議会から東京都に御提言いただくという流れで実施をしておりました。本年度につきましては3回目にこれをやりますと協議の時間がとても短くなってしまいうということがございまして、ただ、この状況ですと4回目を開くのはなかなか難しいということがございますので、委員の皆様のお意見を反映した提言の決定と最終的な報告書につきましては、最後、書面開催か、あるいは会長に御一任をお願いすることとしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○越山会長 そういう御提案をいただいておりますが、できれば3回目の協議会で報告書も提言書も全部まとめればそれにこしたことはないと思います。例年では、2回目はアンケート調査の結果を検討し、その後、各皆様との調整をして可能な安全対策を議論または御相談申し上げた上で3回目で整理して、最後の4回目にうまく取りまとめして手交できるような段階を予定します。しかし、現時点ではスタートがこのような形で若干押してきたということもあり、今のような進め方にならざるを得ないのかなと思っております。皆様、このような進め方で御了解賜れば幸いです。その段階でどうしても懸案事項が残るなどという場合はまた別途御相談させていただければと思います。最後の取りまとめも、もし時間がなければ書面審議等、または会長等と相談させていただいて最終取りまとめができる方向も今のところ考えられます。そのような進め方でよろしいでしょうか。

○松田統括課長代理 どうもありがとうございました。いずれの場合にしましても、来年

3月には報告書の案を決定しまして東京都に報告していただく予定としております。東京都は、協議会からの報告を受けた後、報告書の公表のプレス発表を行い、消費者への積極的な注意喚起と、国や関係する業界団体等への情報提供と要望を行っていきたいと考えています。

今後の協議スケジュールの説明は以上でございます。

○越山会長 どうもありがとうございました。

今の説明の中で、2回目は1月中旬でしょうか。

○松田統括課長代理 中旬になってしまうのではないかと考えております。

○越山会長 はい、ということです。それまでにアンケート調査と検証実験も全部終わらせて、その結果を取りまとめて皆様に御提示できるようにしたいというような予定になっております。

というところで、ちょうどお時間になりましたので本日の協議会はこれで終わりにしたいと思っておりますけど、最後にどうしても今後の進め方等に関しまして御意見等、何か一言どうしてもぜひ言っておきたいなとかいうようなことがございましたらできればいただきたいと思っております。よろしいですか。

それでは、本日の議論は全てこれで終了とさせていただきます。これもちまして本日の協議会を閉会させていただきます。

どうも皆様、御協力ありがとうございました。

午後3時27分閉会